

利 用 者 の た め に

- 1 この統計書は、農林水産省統計部で作成している統計を中心とし、これに他機関諸団体が作成している農林水産業並びに関連する経済の諸統計を加えて、東北の農林水産業が全国に占める地位や地域に果たす役割を時系列で概観できるように編集したものです。
- 2 構成は、「概況」、「東日本大震災からの復興状況」、「農業」、「林業」、「水産業」及び「市町村の地域指定及び基本指標」の6部からなっています。各部には、次のような統計を収録しました。
 - (1) 「概況」には、東北地域の農林水産業が東北経済及び全国の農林水産業との関連を示す諸統計を中心に収録しました。
 - (2) 「東日本大震災からの復興状況」には、平成23年3月11日（金）14時46分頃に発生した地震とその後の津波による被災農地の復旧完了面積、被災3県の農林業経営体数の状況、東日本大震災における甚大な被害を受けた3県における漁業関係の動向を収録しました。
 - (3) 「農業」には、経営土地、集落営農、農林業経営体、農家、農業労働力（販売農家）、農業集落、農業経営、農業用機械、農作物、畜産、6次産業化等による農山村の活性化、農業協同組合に分け、更に農作物、畜産については作目・畜種別に構造・生産・流通・消費の流れを概観できるように項目を配列しました。
 - (4) 「林業」、「水産業」には、それぞれ構造・生産・需給・価格を概観できるように項目を配列しました。
 - (5) 「市町村の地域指定及び基本指標」には、地域指定の該当状況、総土地面積、耕地面積、農業経営体数等、県・市町村別の基本データを掲載しました。
- 3 統計表示上の約束について
 - (1) 統計数値の四捨五入
 原則として、表示単位未満の数値は四捨五入しているのですが、計と内訳が一致しない場合があります。
 なお、「農業」に掲載している経営土地、農作物及び畜産に関する統計数値は、原則として次の基準により四捨五入し表示しました。

原 数	7桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (万)	4 桁 (1,000)	3桁以下 (100)
四捨五入する桁 (下から)	3 桁	2 桁	2 桁	1 桁	四捨五入 しない
(例)					
四捨五入する数値 (原数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
四捨五入した数値 (統計数値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

- (2) 表中の記号
 - 「0」：単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t）
 - 「-」：事実のないもの
 - 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「..」：未発表のもの
 - 「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」：負数又は減少したもの
 - 「nc」：計算不能

(3) 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施しています。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としています。

(4) 統計数値の出どころ

各統計表の脚注に作成機関名、資料名の順で表示しました。

(5) 年次の表示

年次を表示する場合、暦年については単に年（平成27年）、会計年度は年度（平成27年度）とし、その他の年度はその都度説明を付しました。

(6) 表頭・表側・表中で、特に説明の必要なものは、1)、2)、…のように符合を付け、脚注を付しました。

4 地域区分の範囲

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

5 用語の定義

(1) 農林業経営体

次の規定のいずれかに該当する事業を行う者

ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業

・露地野菜作付面積	15 a	・肥育牛飼養頭数	1 頭
・施設野菜栽培面積	350m ²	・豚飼養頭数	15頭
・果樹栽培面積	10 a	・採卵鶏飼養羽数	150羽
・露地花き栽培面積	10 a	・ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
・施設花き栽培面積	250m ²	・その他	
・搾乳牛飼養頭数	1 頭	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模	

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

(2) 農業経営体

農業経営体とは、農林業経営体の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者

(3) 農業経営体のうち家族経営体

農業経営体のうち世帯単位で事業を行う者（一戸一法人を含む。）

(4) 林業経営体

農林業経営体の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者

(5) 農家

経営耕地面積が10 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯

(6) 土地持ち非農家

農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a 以上所有している世帯

- (7) 販売農家
経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家
- (8) 自給的農家
経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家
- (9) 主業農家
農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
- (10) 準主業農家
農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
- (11) 副業的農家
調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
- (12) 専業農家
世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家
- (13) 兼業農家
世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
- (14) 第1種兼業農家
農業所得を主とする兼業農家
- (15) 第2種兼業農家
農業所得を従とする兼業農家
- (16) 農業就業人口
自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
- (17) 基幹的農業従事者
農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
- (18) 集落営農
「集落」を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組を行う組織及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行う組織については、集落営農組織には含まない。）

6 本統計書は、原則平成28年12月末日までに公表された統計データで編集しました。掲載している統計データは、本書発刊後、概数値から確定値となるもの又は訂正される場合がありますので、利用に当たっては、各種報告書又は農林水産省（又は東北農政局）ホームページ上で提供している「統計情報」を確認の上、ご利用ください。

なお、2015年農林業センサス結果（平成27年）については、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域である。）内の調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていません。

7 お問合せ先

東北農政局統計部統計企画課
〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号
（仙台合同庁舎A棟）
TEL：022-263-1111（代表） 内線 4713
FAX：022-263-6512